

ホクレン牛乳・乳製品 消費拡大事業 料理講習会

- 日時／11月16日(火)、午前9時30分～
- 場所／開発センター
- 講師／標茶消費者協会会長 門屋和子氏
- 主催／標茶消費者協会、
ホクレン農業協同組合連合会
- 参加料／無料
- 持ち物／エプロン、バンダナ
- 募集人数／35名
- 申込締切／11月10日(水)
- 申し込み／
 - 副会長 松井ユキ子さん (☎485-3858)
 - 副会長 宮島美智子さん (☎485-2536)
 - 事務局 中嶋 静子さん (☎485-2891)

小学生の入院費を助成します

小学生の入院費などの費用について、下記負担金額を超えて支払った額を申請により助成します。

■助成範囲／小学生(満12歳になる日以後の最初の3月31日までの方)の入院など
※小学生に乳幼児等医療費受給者証は交付されません。

■申請方法／いったん入院費を病院に支払い、

①病院の領収書 ②健康保険証 ③印かん ④振込先口座の控えを持参して、下記に申請してください。

■助成内容(月額)

★入院：3割負担から左記の本人負担を差し引いた額が戻ります。

○住民税非課税世帯：初診時一部負担金として580円

○住民税課税世帯：1割負担月額上限4万4千400円

★通院：助成対象外
※食事代などの保険適用外のご負担分は、計算の対象とはなりません。

■問い合わせ／役場住民課年金保険係(1階④番窓口
☎485-2111(内線127)

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が送付されます

平成22年中に国民年金保険料を納付された方には、控除証明書が11月または翌年2月に送付されます。年末調整や確定申告の際には、控除証明書や領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

■11月に送付される方…平成22年1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方

■翌年2月に送付される方…平成22年10月1日～12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方

※11月に送付された方は、翌年2月には送付されません。

○社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合、今年分として申告ができます。証明書に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収書」を添付する必要があります。

○世帯主・配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

■問い合わせ／控除証明書専用ダイヤル
(平成23年3月15日まで) (☎0570-070-117)

健康しべちゃ21

●リレートーク●

第17回目 私の健康法

今回ご紹介するお元氣さんは厚生にお住まいの高橋福さんです。

お家に何うとご主人とお二人そろって、若々しい優しい笑顔で迎えてくれました。

今年82歳になられた高橋さんは、今までお産以外では寝込んだことがなく、風邪をひいてもいつの間にか治ってしまいうそです。丈夫な身体に産んでくれた親に感謝していますとのことでした。



高橋 福さん

元氣の秘訣をお尋ねすると「特別なことはしていません」といわれますが、春から畑仕事で忙しく、いつも次は何をしたらいいかと頭の中が一杯だそうです。「畑にでていると、野菜たちが、何をして欲しい」と次々とすることを指示してくれる、最後には不作の時もあるが、どっさり実をつけてくれるのがうれしい」と

話され、野菜畑と対話しながら身体を動かすことを楽しませていた。冬になると手編みなどしてじっとしていることはないそうです。普段から、朝は4時半ころ起きて、子牛の敷き藁を取り替えるなどの世話をしてから朝ごはんの仕度をするそうです。朝牛舎に行くとき「牛たちが分かってくれ、喜んで」とそれをまた楽しみにしている様子が伝わってきます。「大儀とか面倒かと思わないんです」と笑顔が絶えず、お話を伺っていると楽しく時間が過ぎ、元氣を分けていただいている気がしました。

ノロウイルスに気を付けましょう

ノロウイルスってどんなウイルス？

ノロウイルスは感染力が強く、幅広い年齢層に感染し、胃腸炎を起こすウイルスです。

ノロウイルスによる胃腸炎は、発生件数、患者数が多く、寒くなるこれからの時期に多く発症する傾向があります。みなさんも感染性胃腸炎にかからないよう、予防しましょう。

■ノロウイルスの特徴／

- 原因となる食品…二枚貝、非加熱食品
- 症状…吐き気、腹痛、下痢、発熱（38℃以下）
- 潜伏期間…感染してから24～48時間後に症状が表れます。
- 経過・予後…通常3日以内で回復し、その後は良好です。

■予防方法／

- 調理前、食前、帰宅後、トイレの後などは、石けんと流水でよく手を洗いましょう。
- まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、熱湯や塩素系漂白剤で殺菌しましょう。
- 食品は十分に加熱しましょう。
- 二枚貝を生で食べる際は、生食用であることを確認しましょう。
- ふん便や吐物などがあった場合は、素手で触らないよう手袋、マスクなどを着用してから汚物を使い捨てできる布や紙で拭き取り、消毒液に浸した布などで拭きましょう。

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係

（1階③番窓口 ☎485-2111内線125）

生活豆知識



解約はできないの？ 高齢者宅で大量の布団！

北海道消費生活センターに次のような相談がありましたので、相談内容とアドバイスについてお知らせします。

Q 認知症気味で、支援が必要な一人暮らしの男性宅を訪れたところ、新しい布団がたくさんあった。話を聞くと、妻が生きていたところに訪問販売で羽毛布団などを購入しており、そのころの販売員が今でも年に何回か来訪し、最近も高額な羽毛布団の契約をさせられたようだ。3カ月前には同じ販売員から湿度調整のできる肌掛けと桐のすのこを購入したとのこと。その2カ月前には別の事業者からも羽毛布団を買っており、本人は「もう布団はいらない」と言っている。最近契約した布団の納品と支払いは来月だが、どう対処したら

よいか。
（当事者40代、男性）
A 契約当事者から聞き取りをしましたが、高齢のため判断能力の低下があるので「商品が必要ない」という意思は確認できたので、地域包括支援センター職員の協力を求め、当センターがあっせんに入りました。契約書面を確認したところ、5カ月で3件90万円の契約がありました。最近された契約については、判断能力の低下している高齢者との契約であり、自宅に布団類が大量にあるにもかかわらず契約させるのは「過量販売」※1に当たるとは

ないかと事業者に指摘しました。その結果、事業者は過量販売を認め、契約解除に応じました。

ほかの2件の契約についても判断能力の低下した高齢者に必要のない商品を次々と販売しているという問題点と、契約書面に代表者名がない、商品を特定できる内容になっていないなどの不備を指摘し、解約交渉を行いました。その結果、無条件で解約に応じ、全額返金されました。高齢者を狙った訪問販売などでは、契約当事者が被害にあったことを認識していない場合が多くあります。周囲の方が被害に気付いたら、すぐ下記相談窓口などに相談しましょう。年金支給月には悪質事業者を狙われやすいので注意が必要です。

【過量販売って？】※1
改正特定商取引法（特商法）により、訪問販売で通常必要とされる量を著しく超える商品などを購入契約した場合、消費者に特別な事情がある場合を除き、契約後1年間は契約解除が可能となりました。過量販売には①1回の販売量が過量な場合②過去に購入の実績があり、新たな販売行為によって過量となる場合（事業者が過量になることを知っていて販売した場合）の2パターンがあります。

この事例のように事業者名を変えても同じ販売員が何度も出入りしているれば、同種商品があることを知りながら販売していたと考えられます。

■相談窓口／

●役場企画財政課商工労働係

（2階⑩番窓口 ☎485-2111内線251）

●釧路市消費生活センター

（☎0154-24-3000）

●北海道消費者協会消費生活相談推進員（釧路総合振興局配置）

（☎0154-44-3460）

「返金保証」との記載があっても簡単に契約しないことが大切です。トラブルにあったり、困ったときは、下記へ相談してください。